

接続ルールの見直しに関する意見書

平成12年12月4日

電気通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ひでかず

代表取締役社長 井上 秀一

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

光ネットワークの構築にあたっての基本的考え方。

NTT東日本の考え方

一次答申草案で触れられている「電話網における音声伝送を中心に展開されてきた競争構造が、IP網の拡大の中でデータ伝送などのサービスを融合的に提供する形態へ変化してきていること」については認識を一にすることがあります。加えてIT戦略会議の柱として「ほとんどの世帯が高速ネット網に常時接続可能とするための早急なインフラ構築」が提唱されており、関連する事業者等の積極的な取り組みを要望されているものと理解しております。

技術の発展とともに多様な方式の導入が試みられておりますが、現状ではDSLに代表されるメタリックケーブルの高度利用と新たな伝送媒体の構築によるサービス提供とが競争の主軸を形成し、まさに互いに競争していく中でコストが低減し、インターネットの普及が図られて行くと想定され、その中で高速・大容量の光ファイバの将来的価値は大きいものと考えております。

しかるに、一次答申草案で述べられている「光ファイバ回線（利用回線数）」は、現時点、固定網ユーザ総体からするとわずか数%の比率で、まさにこれから投資が必要な分野であり、前述の競争の主戦場となる領域と認識しております。

これまでの接続ルールは独占下で構築された既存の電話を対象とし、それを前提としたボトルネック規制を定めたものと理解します。

IT革命を支えるインフラの構築に競争原理を導入することを重要な戦略と位置付けるならば、従前の独占で形成された電話のボトルネック論の単なる延長でない競争スキームを導入することが必要であり、全事業者が投資リスクを恐れず競争する環境作りこそ、最も優先すべきものと考えます。新たな市場の獲得に向けての投資インセンティブを削ぐ環境では、IT革命の進展を阻害することにもなりかねません。

以上、光ネットワークは今後のサービス競争により、ネットワークをより効率的なものとするためのトポロジー（網形態）やデバイス等の要素が急速に進化する可能性が大きいこと、新たな市場の獲得を狙った事業者等が多く存在する事実からも、光ネットワークの構築は事業者間の競争に委ねることを強く主張するものであります。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

NTT東日本・西日本の光ファイバ設備は、指定電気通信設備として捉えていくことが適当。

第Ⅱ章 第2節 3(1)

NTT東日本の考え方

一次答申草案は、光ファイバ設備は指定設備としているが、以下の理由から、光ファイバ設備は指定設備から除外すべきと考えます。

(1)光ファイバ設備とメタル設備の競争環境の相違

- ・光ファイバの敷設はこれから本格化するものであり、現状の光アクセス回線を対象とし、その中の占有率だけに着目するのは妥当ではなく、①現在でも、他事業者はNTT東西の約2倍の距離のアクセス系光ファイバ設備を保有していること、②今後、キャリアズ・キャリア制度の導入、線路敷設の円滑化によって更なる参入が想定されることから、電電公社時代に独占的に敷設したメタルとは異なり、NTT東西以外にもサプライヤは存在し代替性があり、設備上のボトルネック性は存在しないものと考えます。

(注) 東京電力は、幹線系だけでなく引込み部分を含めた加入者系光ファイバの心線貸し事業を大幅に拡大することを公表済みです。(H12.11.10)

- ・光ファイバ等を用いた高速インターネット市場は、CATV網等を用いたサービスが急進し、競争状況にあることから、加入者へのアクセスの占有率から見ても、ボトルネック性は存在しないものと考えます。

※以下次ページ

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

NTT東日本・西日本の光ファイバ設備は、指定電気通信設備として捉えていくことが適当。

第Ⅱ章 第2節 3(1)

NTT東日本の考え方

※前ページより続き

(2)ボトルネック性の判断基準

- ・光ファイバのボトルネック設備規制の適用の可否は、普及度の低い段階での競争の結果獲得されたユーザ数ではなく、通信事業者・電力会社等を含めた全事業者が保有する光ファイバの設備量（提供可能回線数）やサービス競争状況を基準に総合的に判断すべきと考えます。
- ・一次答申草案で述べられている「光ファイバ回線（利用回線数）」は、現時点、固定網ユーザ総体からするとわずか数%の比率であり、ほぼ普及し終えた状態に競争が入ったメタルの場合と異なり、光ファイバの敷設はこれから本格化するものであり、現状の光アクセス回線を対象とし、その中の占有率だけに着目して、ボトルネック性を議論するのは妥当ではありません。
- ・インターネットアクセスについては、既にDSL、CATV、固定無線等のメディア間競争が進展しており、これに電力・鉄道等を含めた光インフラ競争が加わることで、極めて競争的な市場になると考えております。

[CATVインターネット]

- ・利用者数： 21.6万(2000.3) ⇒ 46.3万(2000.9)
- (・サービス事業者数： 89(2000.3) ⇒ 152(2000.9))
- ・従って、光のボトルネック性を判断するためには、全事業者の光ファイバの設備量（提供可能回線数）に関するデータを整備することが先決です。

※以下次ページ

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

N T T 東日本・西日本の光ファイバ設備は、指定電気通信設備として捉えていくことが適当。

第Ⅱ章 第2節 3 (1)

NTT東日本の考え方

※前ページより続き

(3)接続の円滑化と指定電気通信設備規制

- ・光ファイバとの接続義務は全ての事業者に課せられているものであり、指定設備とするか否かは別の議論であると考えます。なお、「接続の円滑化」の観点からは、任意に「非指定設備の接続約款」を定めれば足りるものと考えます。
- ・他事業者との接続協議が不調となっている事例は、主として提供料金で折り合わないためです。
- ・また、光ファイバの芯線全体を提供する場合には、N T T 東西では当該芯線の伝送速度の保証・確認や故障検出・通知ができないといった技術面、保守面での環境的課題の具体的な解決方法を整理する必要がある、他事業者の具体的な要望を踏まえて検討していきますが、併せて、「事業用電気通信設備規則」（郵政省令）の見直し等の環境整備も必要と考えます。

(注) 一次答申草案（p 2 1）においても、「接続の請求に応じる義務と、光ファイバ設備を指定電気通信設備から除外するか否かとは別の議論」との記述がある。

(4)電柱・管路等の設備を保有していることとの関係

- ・電力会社等は既にN T T 東西の約2倍程度の電柱を保持しており、光ファイバの設置にあたってN T T 東西が有利な立場にあるわけではありません。

(注) 電力会社の電柱：約2000万本 N T T 東西の電柱：約1200万本

- ・今後、線路敷設を円滑化するルールの整備によって、管路等の施設を保有しない事業者の参入も促進されるはずです。
- ・また、光インフラは主に高速インターネット需要に対応して構築していくものであることから、メタルの入れ替えという形態ではなく、電話用のメタルを残置したまま新たに光ファイバを設置する形態が当面主力になると考えており、他事業者よりN T T 東西が有利な立場にあるとの指摘はあたりません。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

接続料については、少なくとも当面は、実際費用方式による適正な原価算定を行う。

第Ⅱ章 第2節 3(2)

NTT東日本の考え方

光ファイバについては、今後事業者判断に基づき設備構築を行なっていくものであることから、光サービス推進のためにインセンティブを損なうことが無いような料金とする必要があり、将来に渡っても、現実的なコストを回収できる料金体系にする必要があります。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

一般論で言えば、接続請求に応じる義務については、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合には義務はないと考えることが妥当である。

第Ⅱ章 第2節 3(3)②

NTT東日本の考え方

光ファイバ設備が現実に存在し、提供可能な場合には、ビジネスベースでその利用を推進します。

ただし、き線点まで光化されている場合でも、光ファイバの設備量、設備状況（敷設が引込点までか、き線点までか）、き線点から引込点までの状況（距離や道路状況）等の地域事情は全国的に様々であることから、画一的な義務化は困難です。

なお、保有設備を超える需要が出た場合における新たな設備構築による提供については、費用負担方法を含め個別に検討いたします。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

光ファイバ設備のうち中継伝送路設備については、N T T 東日本・西日本において既に全国で敷設が行われていることから、基本的には全国で接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。

第Ⅱ章 第2節 3 (3) ③

NTT東日本の考え方

中継伝送路設備においても、現実に保有する設備量で対応できる範囲内で接続します。中継伝送路設備においても、保有設備を超える需要が出た場合における新たな設備構築による提供については、費用負担方法を含め個別に検討いたします。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域（例えばき線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域）においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものとする。

第Ⅱ章 第2節 3(3)④

NTT東日本の考え方

既に光ファイバが設置されているき線エリアにおいても、現実に保有する設備量で対応できる範囲内で接続します。

光ファイバの設備量、設備状況（敷設が引込点までか、き線点までか）、き線点から引込点までの状況（距離や道路状況）等の地域事情は全国的に様々であることから、画一的な対応は困難です。光化き線エリアにおいても、保有設備を超える需要が出れば即応できません。

なお、き線点まで敷設されていても、ユーザ宅までの回線敷設において新たな設備構築を必要とする場合は、費用負担方法も含め個別に検討いたします。

草案の内容

(中継系伝送路設備等の扱い)

設備のボトルネック性は、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当である。

第Ⅱ章 第3節 3(1)

NTT東日本の考え方

G C接続の進展により、① I C／ I G S接続、② N T T東西の中継伝送路を利用したG C接続、に加えて③自前伝送路または他事業者の中継伝送路を利用したG C接続といった、接続形態の多様化が進んでいます。

また、中継系他事業者による県内通信市場への参入により、サービス競争も激化し、県内通信市場におけるN T T東西のシェアが急速に低下しています。

設備のボトルネック性については、サービスの進展と市場の変化に対応できるような基準作りが必要と考えております。よって、単に役務を切り離しただけでボトルネック性の有無を検討するのではなく、設備の代替性に加えてサービス等の競争の状況も踏まえ、ボトルネック設備を判断すべきと考えます。

なお、中継系伝送路設備のボトルネック性については、競争の枠組みや市場環境が急速に変化していることから新たな明確な基準が必要です。どのような状況になった場合にN T T東西の中継系伝送路設備が指定設備の範囲から除外することとなるのかについて、具体的な基準を明確にすべきであると考えております。

草案の内容

(中継系伝送路設備等の扱い)

フレッツ I S D Nなどのデータ伝送役務の提供のために用いている伝送路設備はアンバンドルされていないことから、他の事業者との間でイコルフッティング上の問題がある。

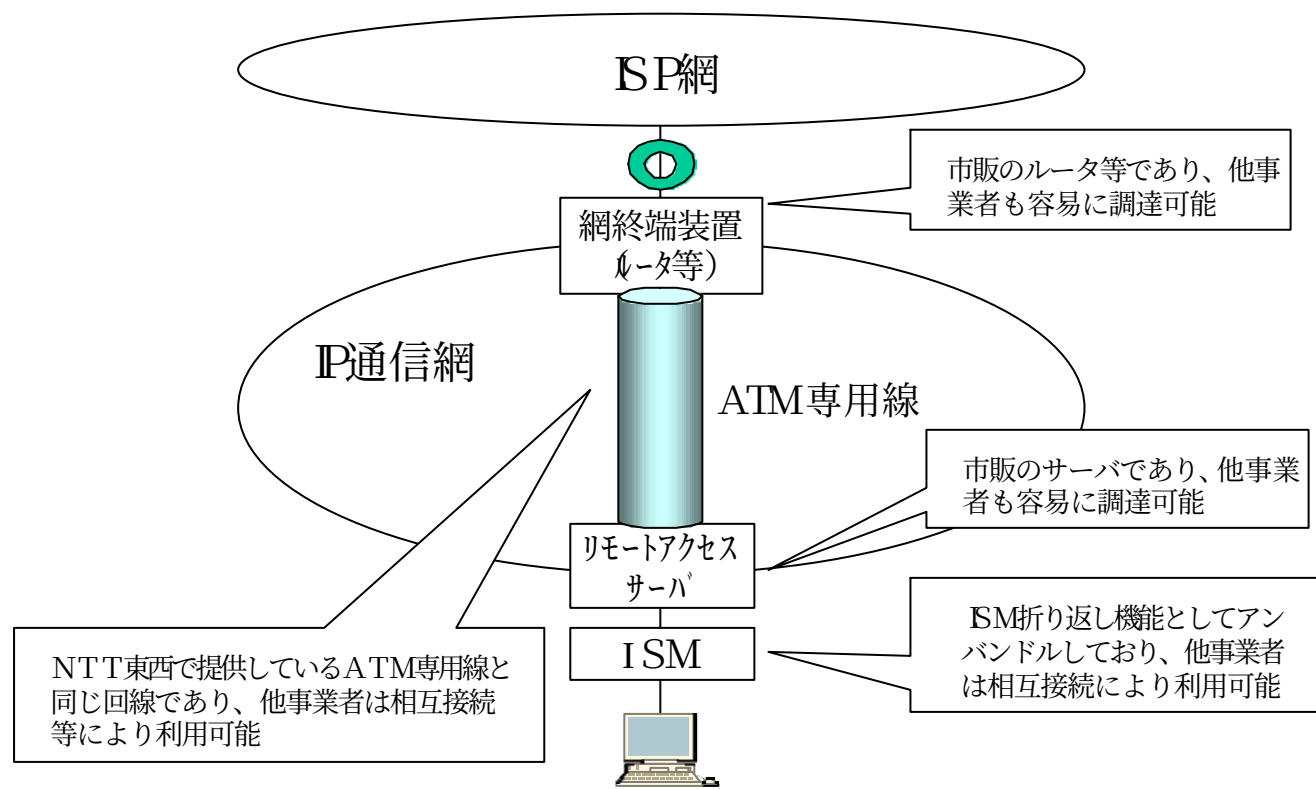
第Ⅱ章 第3節 3(2) (ア)

NTT東日本の考え方

フレッツ I S D Nは他事業者も容易に調達できる A T M専用線と市販のルータ等で構成されています。

また、フレッツ I S D Nのユーザ料金算定上、A T M専用線はユーザタリフを基に算定しており、他事業者においてもルータ等と組み合わせることにより、同様のサービスは提供可能であることから、イコルフッティング上の問題はないと考えます。

従って、指定設備と位置付ける必要はないと考えます。



草案の内容

(中継系伝送路設備等の扱い)

音声伝送役務については、接続事業者はG C接続においてもN T T 東日本・西日本の中継伝送専用機能と接続を行っており、他事業者の依存性は依然として顕著に認められる。

第Ⅱ章 第3節 3 (2) (イ)

NTT東日本の考え方

音声伝送役務について、一次答申草案においてもご指摘いただいているように、① I C / I G S 接続、② N T T 東西の中継伝送路を利用したG C接続、に加えて③自前伝送路または他事業者の中継伝送路を利用したG C接続といった、接続形態の多様化が進んでおります。

今回のボトルネック性の議論においても、中継伝送路の調達手段の多様化がなされており、市内サービスの競争進展等の競争の枠組みや市場環境の変化に応じて、規制緩和が進められるような基準作りが必要と考えており、設備の代替性に加えてサービス等の競争状況も踏まえてボトルネック設備を判断すべきと考えます。

なお、中継系伝送路設備のボトルネック性については、競争の枠組みや市場環境が急速に変化していることから新たな明確な基準が必要です。どのような状況になった場合にN T T 東西の中継系伝送路設備が指定設備の範囲から除外することとなるのかについて、具体的な基準を明確にすべきであると考えております。

草案の内容

(中継系伝送路設備等の扱い)

D S L A Mやルータのような、競争的に供給が受けられるような局内設備については、設備の代替性が強いため、指定電気通信設備に含める必要はない。

第Ⅱ章 第3節 3 (3)

NTT東日本の考え方

本考え方については、賛同いたします。併せて、競争的に供給が受けられる局内設備は指定設備に含めないといった明確な基準作りをお願いいたします。

「メディアコンバータ（光信号と電気信号の変換装置）」のような光伝送装置等については、ベンダ等から同様の機能を有する装置が調達可能であり、他事業者自らがN T T東西所有の局舎への設置が可能であるといった場合には、公正な競争を行なうことが可能であることからボトルネック設備とは言えず、非指定設備とすることが適当であると考えます。

草案の内容

(中継系伝送路設備等の扱い)

D S L A Mやルータのような、非指定電気通信設備を介して間接的に指定電気通信設備に接続する場合にも、指定電気通信設備との接続に関して設けられているコロケーションのルールが適用される必要がある。

第II章 第3節 3(4)

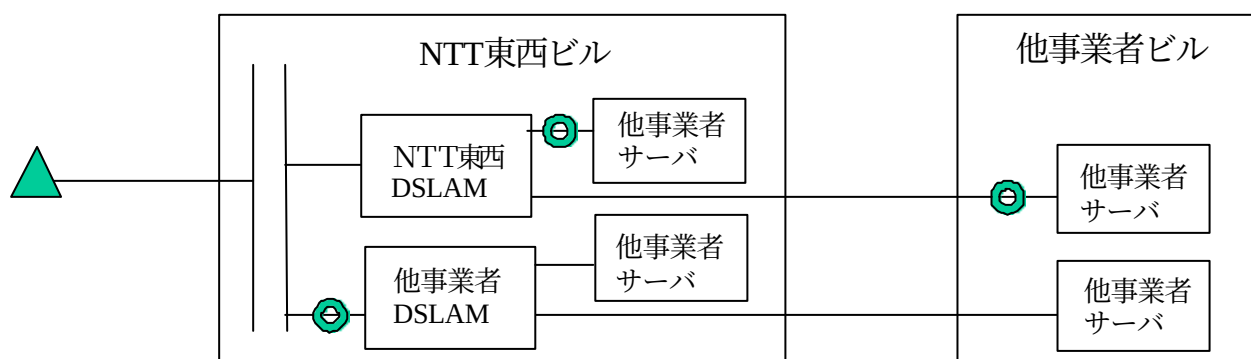
NTT東日本の考え方

非指定設備との接続についても、N T T東西が設置するD S L A MやO C Nルータ等と他事業者回線等との接続のように、当該設備を介した接続が指定設備との間接接続に必要不可欠であれば、他事業者伝送系装置のコロケーションについて、現行同様指定設備への接続にかかるコロケーションルールを準用する考えです。

しかしながら、指定設備と間接的に接続する他事業者設備が全て含まれるとなると、N T T東西ビルに設置する必然性が乏しい他事業者のサーバ等も該当することとなります。これらについては、『私的自治』の原則の中で、扱うべきものと考えます。

【例】

下図のように、他事業者サーバについては、他事業者ビルにも設置可能であり、必ずしも指定設備との接続するためにN T T東西ビル内にコロケーションすることが必要不可欠であるとは限りません。



草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を早急に確保すべきである。

第Ⅲ章 3 (1)

NTT東日本の考え方

NTT東西の姿勢として、光ファイバを他の通信事業者に自主的に開放することを表明し、アンバンドルされた形態での提供に関しても、現在、要望事業者とIRU契約を含め協議を行っているところです。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

「光・I P接続サービス」の開始時期を目途に、アンバンドルされた形態での光ファイバ設備との接続が緊急に確保されるべきである。

第Ⅲ章 3 (3)

NTT東日本の考え方

NTT東西の姿勢として、光ファイバを他の通信事業者に自主的に開放することを表明し、アンバンドルされた形態での提供に関しても、現在、要望事業者とIRU契約を含め協議を行っているところです。

なお、NTT東西としては、「光I P接続サービス」等の新サービスについては、ネットワーク構成や提供条件等様々な創意工夫が必要であり、そのため、試行しながら提供していくこととしていますので、方式等が確立された既存のボトルネック設備との接続と同様な扱いとなると新サービスの提供や改良・発展等に支障をきたします。そのような新サービスの早期提供が困難となるような制約を設けることはお客様利便性向上の観点から問題があると考えます。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

接続料については、審議会での検討の結論が出るまでの間は、現行のルールに則って地域毎に差異を設けない均一料金とすべきである。

第Ⅲ章 3 (4)

NTT東日本の考え方

光ファイバ設備は今後競争環境の中でいろいろな工夫をしながら新たに構築していくこととなることから、地域ごとに設備構築に必要なコスト、必要な設備量、需要等が大きく異なることも想定され、そのコストに応じた料金を設定することが合理的であると考えられ、料金の設定方法として全国均一を義務付けることには問題があると考えます。

草案の内容

(光ファイバ設備の扱い)

光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある。

第Ⅲ章 3 (5)

NTT東日本の考え方

他事業者がNTT東西の光ファイバ設備をご利用いただく際、必要となる情報については開示していくことを考えております。

ただし、情報開示にあたっては、情報のセキュリティ確保に加え、その内容、実施方法等により必要となるコストも区々となることから、その負担方法についても検討が必要であると考えます。

また、光の情報開示については、NTT東西単独の情報開示ではなく、①敷設距離等を見た場合、加入者系光ファイバに関して、他事業者がNTT東西の約2倍を保有しており、加入者系と中継系を合計した値でも、他事業者がNTT東西を上回っていること及び、②他事業者・事業体等については、既に商用ベースで提供している実績があることから、真の競争実現を目指す目的として、他事業者等においても同等の情報開示を行うことが公正競争条件に叶うものと考えます。

草案の内容

(接続料と利用者料金との関係)

接続料がいわば「卸売的料金」であり、利用者料金が「小売的料金」であることに鑑みると、利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではない。

第IV章 第1節 3 (1)

NTT東日本の考え方

NTT東西の主要なサービスの利用者料金については、平成12年10月よりプライスカップ規制が導入され、実際の費用の水準と関係なく、音声・専用それぞれのバスケット単位で値下げを義務付ける規制が導入されており、バスケットの中の個々の料金体系について、基本的には市場にあわせて事業者の経営判断による弾力的な料金設定が可能とされています。

従って、利用者料金と接続料金の関係を個々の料金ごとに議論するのは不適切であり、新たな規制は必要ないものと考えます。

なお、米国でもインピュテーションルールの適用をFCCは義務付けておりません。

草案の内容

(接続料と利用者料金との関係)

定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要がある。

(具体的な算定方式については、適切な平均保留秒数などを含め、今後検討を進めて行く必要)。

第IV章 第1節 3 (1)

NTT東日本の考え方

定額サービス等を含め利用者料金体系は、各事業者が自らリスクを負って創意工夫し決定するものであります。既に他事業者の中には、インターネット接続料と通話料をバンドルした定額的なサービスを提供している事業者もあり、現行の接続料の体系でも定額的な利用者料金とすることが可能であります。従って、交換機のコストが通信回数と時間に比例することを勘案すると、現行の接続料金体系で問題はないと考えます。

また、一次答申草案のように、必ずNTT東西の定額サービスと接続料を同様な料金体系としなければならない義務を課されるならば、NTT東西の新サービス開発のインセンティブを損なうものとなります。

加えて、接続料は、長期増分費用方式の導入により、毎年大幅に値下げが行われること、また定額的なインターネット接続サービスについては既にフレッツISDNやADSLサービスなど、交換機を使用しないサービスが普及していくと想定される上に、諸外国でも一般的な接続料に定額制を導入している例は無いと聞いていることから、その点からも、新たな体系は必要ないものと考えます。

なお、仮に交換機を介する通信に対して、定額の接続料を設定する場合には、料金システム等の改造にかかる費用の検討の他、交換機等のネットワーク等への影響等技術的検討が必要であると考えております。

草案の内容

(接続料と利用者料金との関係)

各役務の基本料・通信料等の区分毎における両者の関係については、今後とも接続会計において内部相互補助がなされていないか、情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべき。

第IV章 第1節 3(2)

NTT東日本の考え方

NTT東西は、従来より、接続会計の報告・公表に加えて、役務別収支についても報告・公表していること、及び「接続料算定に関する研究会報告書」の提言を受け、平成11年度の接続料認可申請に際し、NTT東西利用者料金と接続料の水準を役務別損益ベースの基本料・通信料等の区分毎に比較し、両者間に内部相互補助がなされていないことを検証し、郵政省に報告を行っており、既に十分な情報開示を行っているものと認識しており、新たな規制は必要ないものと考えます。

草案の内容

(接続料と利用者料金との関係)

接続料などの接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から基本的には問題がある。少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべき。

第IV章 第1節 3 (3)

NTT東日本の考え方

基本的な接続機能ではない付加的なサービスや新しいサービスについては重要な競争手段として各事業者が市場において創意工夫を発揮して提供すべき分野であり、これに対する規制は、必要最小限とする必要があります。

サービス提供にあたっての他事業者との間の公正競争条件確保については、①標準的な接続箇所における、技術的条件及び各機能毎の料金等の接続約款への規定、②指定設備の機能の変更又は追加の計画を有する場合の郵政省への届け出及び自主ルールとしての円滑な接続に必要となるインターフェースの開示で十分であると考えます。

仮に、接続料の規定や協定の締結が無ければ、利用者料金を設定できないとされるならば、NTT東西の新サービス開発のインセンティブが損なわれること、及び県内サービスの早期実現を要望されるお客様のニーズに応えられず、ユーザ利便の観点から問題が生じると考えます。

また、各事業者の接続要望は多岐にわたり、標準的接続箇所以外を含むその全てのケースを事前に想定し、アンバンドル機能の提供条件を定め、予め設備的な準備をすることは現実的に不可能であり、要望に応じて設定していくべきものと考えます。

草案の内容

(事業者向け割引料金の拡大)

公衆網におけるキャリアズレートの設定については、事業者向け料金と一般利用者向け料金との間の費用範囲の違いを反映させるべきであるという点では専用線の料金と異なるところはなく、実現に向けた具体的な検討が求められる。近く実現予定の専用線の事業者向け割引料金についての社会的評価に留意し、引き続き審議会において詳細な検討を進める必要がある。

第IV章 第2節 3 (1) (2)

NTT東日本の考え方

公衆網におけるキャリアズレートの設定については財務に与える影響が大きいこと、及びN T T東西にはユニバーサルサービスの提供が課されていることから、キャリアズレートの設定による競争の促進とユニバーサルサービスの維持に関して、全体としての議論がなされるべきであり、その結果を踏まえて検討すべきものと考えます。

草案の内容

(接続関連費用の負担の考え方)

「網使用料」と「網改造料」の区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、どこまでを利用に応じた負担とするかについて今後検討する必要がある。

第V章 1

NTT東日本の考え方

他事業者要望により追加する機能に関わるコストについては、追加機能の投資回収の観点から、現在と同様にLRIC導入後についても「網改造料」、あるいは追加機能の利用見合いで設定する「新たな網使用料」として当該機能の利用事業者が個別に負担することを明確化する必要があると考えており、NTT東西の過度なコスト負担とならないよう十分に配慮していただきたいと思います。

草案の内容

(I S D Nから電話への同番移行)

利用者の公平性や利便性の観点から、 I S D N・電話回線の相互間双方向について同等のモビリティが確保されるよう、同番移行が可能となるための措置が行われる必要がある。

第V章 2

NTT東日本の考え方

従来、いわゆる「同番移行」は、電話から I S D Nへの移行需要の拡大に対応し、お客様利便の向上の観点から実施してきており、妥当な対応であったと考えます。

しかしながら、既存 I S D Nユーザが D S Lサービスを利用したいという要望が今後多く出てくることも想定されることから、これに対応するために、同一番号による I S D Nから加入電話への移行のためのシステム開発に取り組んでいくこととします。

なお、本機能を実現するためには相当の開発期間と費用が必要であり、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能と同様、対処に係わる費用の回収ができることが前提であると考えます。

草案の内容

(網機能提供計画)

どういった場合に必要性があり、どういった場合に必要性がないのかについて今後具体的に検討していく必要がある。

第V章 3

NTT東日本の考え方

I T 革命を推進する観点から、技術革新が早まる中、新技術導入の円滑化を図り、新サービスの利用者への早期提供を可能とするためには、現行の網機能提供計画の制度見直しは必要と考えます。今後の具体的な検討にあたっては、網機能提供計画の対象とすべき必要性の検討のみならず、網機能提供計画の運用実績や、日本の相互接続に係る標準化スキーム及び網機能提供計画以外のN T T 東西の情報開示状況を踏まえて、制度自体のあり方等制度全般に渡って十分議論されるべきものと考えます。

指定設備との相互接続に必要な情報開示（提供）については、T T C等の標準化機関や事業者間フォーラム等において意見反映等が可能なこと及びN T T 東西における自主的な情報開示等により十分対応可能であることから、二重の公表手続きとなる網機能の他事業者意見反映等のための事前開示は不要と考えます。

※以下次ページ

草案の内容

(網機能提供計画)

どういった場合に必要性があり、どういった場合に必要性がないのかについて今後具体的に検討していく必要がある。

第V章 3

NTT東日本の考え方

※前ページより続き

【本制度の運用実績等】

- ☐ 本制度の運用開始（平成9年12月）以降、23件の届出（自己利用9件、共同利用9件、他事業者要望5件）を実施しているが、何ら意見のない状況
- ☐ 以下の機能のような対外的に公表されている機能も対象
 - ・ 郵政省研究会等で議論し事業者間のコンセンサスを得た機能
（例：優先接続、番号ポータビリティ、事業者間精算方式）
 - ・ T T C標準インタフェースの機能
（例：多数事業者間接続、加入者交換機機能メニュー）
 - ・ デファクトスタンダード（容易に調達可能）の機能
（例：10Base-T、DSL装置 等）
- ☐ 他事業者に影響がなく利用が見込まれないN T T東西の網機能の追加及び変更も対象

【現状の相互接続の標準化スキーム等】

多数事業者間インタフェース、加入者交換機機能メニュー、事業者間精算方式等相互接続に係る接続インタフェースのT T C標準化が図られ、T T Cや事業者間フォーラムにおいて、事業者間の意見調整が図られた上で、標準化が行われており、実態として指定設備の網機能への意見反映が実現し、自主的な情報開示により円滑な相互接続が図られています。

【米国、英国の情報開示制度】

「開発着手」を起算点とした「網機能」の事前情報開示制度はありません。

草案の内容

(移動体通信事業者の設備の扱い)

市場支配力を有さない事業者間の接続については、当事者間での交渉力の差も市場支配力を有する事業者との交渉の場合と比べて顕著ではないと考えられると共に、手続の簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待されることから、現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件下で届出制とし、規制の緩和を行なうべきと考えられる。

第Ⅱ章 第1節 3(3)⑤

NTT東日本の考え方

NTT東西としても、自由なビジネス展開の促進に資することから手続の簡素化は賛成致します。

しかしながら、その検討対象は市場支配力を有さない事業者間の接続協定のみならず、接続約款別表2接続形態（以下「別表2」といいます。）についても届出の対象とするなど、事業者全体により一層の規制緩和が必要であります。

(理由等)

NTT東西は、これまで他事業者の個々の要望に基づいて、平成10年3月の接続約款制定以来本年11月に至るまで、別表2の追加で延べ23回認可申請を行い、認可頂いております。別表2の追加はNTT東西の指定設備との接続の条件の変更によるものではなく、他事業者の新サービス開始及び新規事業者や多数の事業者間の接続開始に伴い利用者に対する責任等を明確にするため、利用者料金設定事業者や利用者料金請求事業者等の変更がそのほとんどとなっております。よって、今回議論となっているボトルネック性や市場支配力とは無関係の接続約款の変更であることから、迅速に多彩な接続の形態を実現するためには他事業者間の接続協定と手続の簡素化のため同様の規制緩和を行なっていただくことが必要と考えます。

また、他事業者の新サービス及び新規事業者との接続において、NTT東西の指定設備を多数事業者間の相互接続で利用する場合にサービス開始前に接続約款の認可を待つこととなり、折角の規制緩和の趣旨が生かされないことにもなります。

他事業者の市内参入に伴う投資リスク

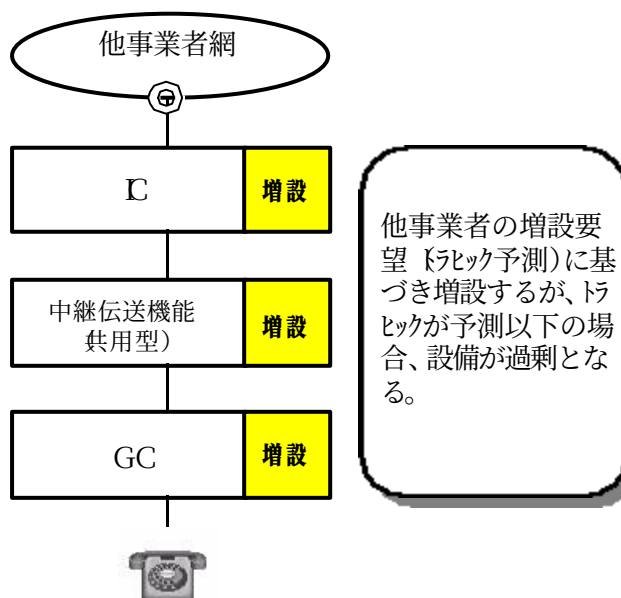
NTT東日本の考え方

他事業者の市内参入に伴い、要望に基づき回線増設を行っているが、予測どおりにトラフィックが生じないケース、頻繁に設備構成を切り替えるケース及び撤退するケース等では、NTT東西の投資に伴う費用の回収が困難となります。

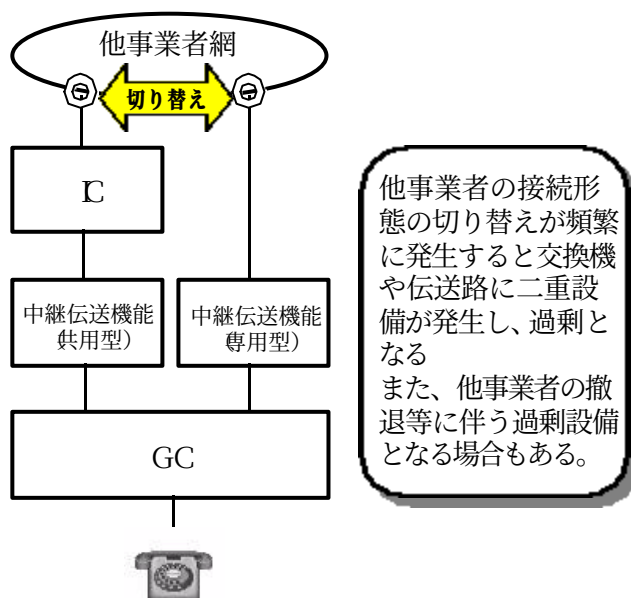
現在、その回収方法については、当事者間にて交渉しているところですが、接続ルールの中で具体的な指針が示されることを求めます。

【参考：費用未回収が発生する例】

〔他事業者のトラフィック予測に基づき設備増設を行ったが予測通りのトラフィックが生じなかったケース〕



〔他事業者の要望に基づき設備構成を頻繁に切り替えるケースまたは撤退するケース〕



長期増分費用モデルの見直し

NTT東日本の考え方

モデルと実際の設備構成が異なることにより、モデルによる接続料金水準（仮想的な料金水準）を前提として、他事業者がI C接続（概ね県単位で一ヶ所の接続）により市内参入を行うことが可能になる等、競争のフレームワークが大きく変化し、NTT東西の経営も大きな影響を蒙るものと考えております。特にI C接続のモデル上のコストと実績コストが大きく乖離していることに問題があると考えております。また、市内参入に伴い、他事業者要望に応じてモデルが想定していないG C～I C間の回線増設等が必要となり、新たな設備投資によるリスクが発生するおそれも生じますので、このコストが確実に回収されることが必要であると考えております。モデルの見直しに当たっては、現実的なものとなるよう強く要望します。

急速に変化する電気通信市場における「接続ルール」の対応

NTT東日本の考え方

①中継系他事業者による相次ぐ市内参入、②I S D N over D S LやV O I C E over I Pなどの新技術の出現、③C A T Vインターネットの急進など、電気通信市場におけるシステムやサービスの変化は激しく、従来のシステムやサービスの概念では適切に対応することが困難になってきています。また、今後更にその変化は急激に加速するものと見込まれます。

このような急速な環境変化を踏まえ、より各事業者の創意工夫が発揮できるサービス競争が実現できるような方向で、規制緩和の観点に立った「接続ルール」の見直しが必要と考えます。